

## 住吉海岸公園ネーミングライツ事業募集要項

### 1. 事業目的

本市では、市の施設のネーミングライツを法人に付与することを通じて、法人の協力により施設の安定的な維持管理や魅力の向上を図るとともに、法人の広報活動や社会貢献活動に資することを目的とします。

ネーミングライツとは、市の施設に事業所名やブランド名等を愛称として付与する権利で「命名権」とも呼ばれています。

ネーミングライツ・パートナーとは、本市が契約により、住吉海岸公園の命名権を付与した法人のことをいいます。

### 2. 施設概要

- (1) 施設名称 住吉海岸公園
- (2) 所在地 宇土市住吉町字長部田 3162 番 1 の一部、3162 番 2、3162 番 3 の一部
- (3) 敷地面積 13,562 m<sup>2</sup>
- (4) 施設内容
  - ① トイレ
  - ② 東屋
  - ③ ベンチ
  - ④ 植栽
  - ⑤ 駐車場
  - ⑥ 長部田海床路(関連施設)
  - ⑦ ジンベエ像(許可物件)
  - ⑧ 民間直売所(許可物件)

### 3. ネーミングライツの範囲

- (1) 公式名称は「住吉海岸公園」とし、要綱等に規定する名称は変更しませんが、契約期間中の施設の名称(愛称)として、事業者名やブランド名等をつけることができます。
- (2) 愛称は、公共施設にふさわしいものとし、住吉海岸公園としてのイメージを損なわないものとしします。
- (3) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。

### 4. 募集条件

- (1) 契約期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。
- (2) ネーミングライツ料は、年間 80 万円(税込)以上とします。
- (3) ネーミングライツ料の納入は、毎年 5 月末日までに当該年度分を一括納入とします。
- (4) 愛称の看板等の設置及び契約期間内の修繕、契約期間満了後の撤去及び原状回復の費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーの負担とします。

## 5. 応募資格

本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備え、以下に掲げる条件に該当しない法人とし、個人での応募はできません。

- (1) 応募書類の提出時に、国税及び地方税に滞納があるもの
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的としたもの
- (3) 宇土市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 36 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者の統制下にあるもの
- (4) その他、ネーミングライツ事業に応募する法人として適当でないと市長が認めるもの

## 6. 応募方法及び提出書類等

### (1) 応募期間・方法

応募期間 令和 7 年 8 月 1 日(金)～令和 7 年 9 月 30 日(火)※

応募方法 持参又は郵送によりご提出ください。郵送の場合、提出期限必着になります。

### (2) 提出書類

- ① 住吉海岸公園ネーミングライツ申請書(住吉海岸公園ネーミングライツ事業実施要綱様式第 1 号)
- ② 国税及び地方税を滞納のないことを証明する書類(納税証明等)
- ③ 会社概要及び直近 3 年間の決算報告書
- ④ 登記事項証明書(発行から 3 ヶ月以内)
- ⑤ 誓約書(宇土市暴力団排除条例施行規則別記様式)

### (3) 募集周知及び質問受付期間

募集にあたり、本募集要項の配布及びホームページでの掲載を行います。

また、住吉海岸公園ネーミングライツ事業についての質問を受付します。

期間 令和 7 年 8 月 1 日(金)～令和 7 年 9 月 30 日(火)※

※上記に示すそれぞれの期間については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

## 7. 選定方法

募集期間終了後に住吉海岸公園ネーミングライツ審査委員会において、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか、また、応募された愛称名、提案金額等を総合的に判断して候補者を選定し、市長が決定します。

## 8. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、すべての応募者に文書で通知します。また、選定されたネーミングライツ・パートナーについては、市のホームページに公表します。

## 9. 契約その他

- (1) ネーミングライツ・パートナーと最終協議後、速やかに宇土市と契約を締結していただきます。
- (2) ネーミングライツ・パートナーが本募集要項に違反した場合、又は、社会的に著しい不祥事を起こした場合には、契約を解除し、当該年度分のネーミングライツ料は返還しません。

## 10. 応募及びお問い合わせ先

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町 51 番地  
宇土市経済部水産振興室  
TEL:0964-27-3326(直通) FAX:0964-22-6032  
E-mail:suisan01@city.uto.lg.jp